

公 告

香南清掃組合旧ごみ焼却施設解体撤去工事について、南国市が行う一般競争入札の方法に準じて、下記のとおり一般競争入札を行いますので、当該入札の実施に当たって準用する南国市財務規則（昭和45年南国市規則第4号）第72条の規定により公告します。

令和5年9月15日

香南清掃組合長 平山 耕三

記

第1 工事概要

この工事の概要等については、別紙「香南清掃組合旧ごみ焼却施設解体撤去工事入札説明書」（以下、「入札説明書」という。）第1章 工事概要を参照のこと。なお、この工事の実施に当たり、適応する条件等については、別紙「香南清掃組合旧ごみ焼却施設解体撤去工事発注仕様書」に基づくものとする。

第2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、入札説明書第2章 入札参加資格に関する事項 1. 入札参加資格に掲げる要件を満たす者であること。

第3 契約条項を示す場所 香南清掃組合 1階 事務局

第4 入札参加について

この工事の入札に参加を希望するものは、入札説明書第2章 入札参加資格に関する事項 2. 入札参加申し込みの受付を参照すること。

第5 入札並びに落札者等決定について

当該工事の入札に係る詳細並びに落札者等決定については、入札説明書第3章 落札者等決定に掲げるとおりとする。

第6 設計図書の閲覧期間及び場所

- (1) 期 間 この公告の日から令和5年12月4日（月）
- (2) 場 所 香南清掃組合ホームページ

ただし、日程等は変更することがある。

第7 設計図書に対する質問及び回答

詳細については、入札説明書第3章 落札決定等 2. 発注仕様書等に関する質問及び回答を参照のこと。

ただし、日程等は変更することがある。この場合は、直ちに香南清掃組合ホームページにて通知する。

第8 入札及び開札の日時及び場所

詳細については、入札説明書第3章 落札者等決定 3. 入札の提出期日時及び提出場所、5. 開札の日時及び場所を参照のこと

(1) 入札日時 令和5年12月5日(火) 午前10時

(2) 入札場所 香南清掃組合 2階 会議室

入札終了後、続いて開札を行う。

ただし、日程等は変更することがある。この場合は、直ちに入札参加者全員に通知する。

第9 入札条件等

(1) 入札保証金は免除する。

(2) 郵送及び電送による入札は認めない。

(3) 入札時刻に遅れた者は、入札に参加することができない。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札時に工事費内訳書の提出を求める。工事費内訳書の様式は任意であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。また、商号又は名称、代表者名及び工事名を記載するとともに、押印すること。

第10 入札の無効に関する事項

この公告に示した資格要件を満たさない者が行った入札、本入札の実施に当たって準用する南国市財務規則第78条の規定に該当する入札または南国市競争入札心得（以下、「入札心得」という。）第9条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

第11 入札の失格に関する事項

入札心得第10条各号のいずれかに該当する入札及び最低制限価格を下回る入札は、失格とする。

第12 落札者の決定方法

- (1) 予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札者と決定する。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

第13 契約の保証

この工事の落札者は、工事請負契約の締結に当たり、契約の保証として、請負代金の10分の1以上の金額を保証する次の各号のいずれかを納付し、又は提出しなければならない。

- (1) 契約保証金
- (2) 債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する金融機関又は、保証事業会社の保証書
- (3) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険による保証に係る証券
- (4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券

第14 留意事項

- (1) この工事に係る予定価格が、「香南清掃組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和56年11月4日条例第1号）」第2条に規定する額に該当する場合は、落札決定後落札者との間で仮契約を締結し、本契約は香南清掃組合議会の議決を経て効力発生通知を行った時に成立する。議会の議決が得られなかった場合、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わないものとする。なお、入札後に行われる最初の議会は香南清掃組合議会定例会（12月）の予定である。
- (2) 前号に該当する時、落札決定後、本契約となるまでの間において、当該落札者が次のいずれかに該当した場合には当該請負契約を締結しないことがある。これにより本契約に至らなかった場合においても、議会の議決が得られなかった場合と同じく、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わないものとする。
 - ① 今回の入札並びに契約において準用する、南国市建設工事指名停止措置要綱の対象となる事案に該当したとき。
 - ② 今回の入札並びに契約において準用する南国市建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領による措置を受けたとき。
 - ③ 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けたとき。
 - ④ その他の事由により第2の入札参加資格を喪失することとなったとき。

第15 その他

- (1) 当該工事の入札参加申込みの受理をされなかった者は、当該入札に参加できない。
- (2) 当該工事の入札参加申込書を提出した者が2者に満たない場合は、入札を行わない。また、入札執行前に入札を中止する場合がある。その場合は、本組合から入札参加者全員に通知する。
- (3) 入札執行回数は3回までとする。
- (4) 今回の入札並びに契約において準用する、入札心得及び南国市財務規則について、入札参

加者はあらかじめの各条項を承知すること。

- (5) 提出書類に虚偽の記載がある場合は、契約を解除するとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置をすることがある。
- (6) 落札者は、申請書等に記載した配置予定の技術者を当該工事に専任で配置すること。なお、配置予定の技術者は実際の施工にあたって、原則として変更することはできない。落札者が申請書等に記載した配置予定の技術者のなかから、技術者を配置できないときは、落札決定を取り消すことがある。
- (7) 提出された申請書等は返却しない。また、申請書等について提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。
- (8) この契約において、談合等の不正行為により本組合が被った金銭的損害の賠償については、賠償額の予定に関する条項などに基づき損害賠償を請求する。
- (9) 当該工事は、債務負担行為に係る契約となる。債務負担行為に係る契約においては、各会計年度の予算の範囲内で特則を定めることとする。その場合の支払方法は、各会計年度の出来高予定額に対する前金払、中間前払金若しくは部分払、精算払とする。契約締結時に中間前払又は部分払のいずれかの方法を選択できる。ただし、契約締結後は、支払方法の変更を認めない。